

官報

号外 昭和二十四年十月二十九日

第六回 参議院會議錄 第三号

昭和二十四年十月二十八日(金曜日)午前十時三十一分開議

議事日程 第三号

昭和二十四年十月二十八日 午前十時開議

第一 食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
 (委員長報告)
 第二 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)
 (委員長報告)

○議長(松平恒雄君) 諸般の報告は朗読を省略いたします。

去る二十四日委員長から左の報告書を提出した。

選挙法改正に関する調査報告書
 在外同胞引揚問題に関する調査報告書
 去る二十五日委員長から左の報告書を提出した。

教育文化施設及び文化財保護に関する一般調査報告書
 同日議員から左の質問主意書を提出した。

食糧輸入状況に関する質問主意書(三好始君提出)
 行政機関職員定員法の運用に関する質問主意書(三好始君提出)
 一昨二十六日内閣から左の議案を提出した。
 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案

日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案
 同日議長は、左の内閣提出案を委員会に付託した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案
 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案
 大蔵委員会に付託

産業設備官団法及び交易官団法を廃止する等の法律案
 帝國石油株式会社法の一部を改正する法律案
 帝國燃料興業株式会社法を廃止する法律案

帝國鉱業開発株式会社法の一部を改正する法律案
 日本製鉄株式会社法の一部を改正する法律案
 通商産業委員会に付託

郵便物運送委託法案
 郵政委員会に付託
 同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

刑事補償法案
 少年法の一部を改正する法律案
 法務委員会に付託

住宅官団法を廃止する等の法律案
 建設委員会に付託
 同日本院は、左の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

国会法の一部を改正する法律案
 同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
 国会法の一部を改正する法律案

同日在外同胞引揚問題に関する特別委員会において当選した委員長は左の通りである。

委員 千田 正君
 同日在外同胞引揚問題に関する特別委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 岡元 義人君
 同日厚生委員会において当選した理事は左の通りである。

理事 岡元 義人君(補欠)
 同日内閣総理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。

刑政長官 佐藤 廉佐君
 (主計局長) 石原 周夫君
 大蔵事務官 東條 猛猪君
 (主計局長) 佐藤 一郎君
 相模長(同) 佐藤 一郎君
 昨二十七日内閣から予備審査のため左の議案が送付された。

お年玉つき郵便葉書等の発売に関する法律案
 運輸委員会に付託
 同日議長は、左の予備審査のための内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の提出議案を決算委員会に付託した。

昭和二十二年一度一般会計歳入歳出決算、昭和二十二年一度特別会計歳入歳出決算(第五国会提出)
 去る二十五日議員から左の質問主意書を提出した。

医療分業に関する質問主意書(小川友三君提出)
 警察行政機構一部改正に関する質問主意書(小川友三君提出)
 一昨二十六日議員から左の質問主意書を提出した。

旧軍部に於ける無縁施設に関する質問主意書(小林勝馬君提出)
 新築制度の実施に伴う食糧事務所事務の事情に関する質問主意書(三好始君提出)
 学校用楽器の減税に関する質問主意書(小川友三君提出)
 生活保護法の拡大に関する質問主意書(小川友三君提出)

昨二十七日内閣総理大臣から、刑政長官佐藤廉佐君外三名(前掲議長承認の通り)を第六回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。

同日委員会において当選した理事は左の通りである。

予算委員会
 理事 高橋 啓君(油井賢太郎君の補欠)

同 岩間 正男君(中西功君の補欠)

同 岩男 仁藏君(岩男仁藏君の補欠)

同日委員長から左の報告書を提出した。

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案可決報告書
 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書

○議長(松平恒雄君) これより本日の会議を開きます。

この際お諮りいたします。荒井八郎君より病氣のため会期中請願の申出がございました。許可することに御異議がございせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。

○議長(松平恒雄君) この際、日程第一、食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案、日程第二、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案、(いずれも内閣提出)、以上両案を一括して議題とすることに御異議ございせんか。

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。先ず委員長の報告を求めます。大蔵委員長櫻内辰郎君。

(審査報告書は都合により第十号末尾に掲載)

食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案
 同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

同日議長は、左の予備審査のため内閣送付案を委員会に付託した。

二十二年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。
本則中「昭和二十四年」を「昭和二十五年」に改め、別表中「三一」茶及び「一六六 重炭酸曹達」を削る。

附則

この法律は、昭和二十五年一月一日から施行する。

〔審査報告書は都合により第十号末尾に掲載〕

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和二十四年十月二十六日

内閣総理大臣 吉田 茂

印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案
印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案

法律

第一條 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第一條中「少年法(大正十一年法律第四十二号)第六十一條」を「少年法(昭和二十三年法律第六十八号)第三十一條第一項」に改める。
第二條第一項に次の但書を加える。

但し、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第三十八條の十二第二項の規定により保険料を納付するときは、この限りでない。
同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険法第三十八條の十二第二項に規定する失業保険印紙」を加える。

第三條第一項中「印紙売さばき所」において、「の下に」失業保険印紙は、郵政大臣が労働大臣に協議して指定する郵便局において、「を、同條第二項中「収入印紙」の下に「及び失業保険印紙」を加える。
第二條 失業保険特別会計法(昭和二十二年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。
第三條中「一般会計」の下に「及び郵政事業特別会計」を加える。
第三條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。
第四十條中「一般会計に繰り入れるものとする。」を「収入印紙及び取引高税印紙に係るものは一般会計に、失業保険印紙に係るものは失業保険特別会計に、それぞれ繰り入れるものとする。」に改める。
第四條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第十号)の一部を次のように改正する。
第十八條の二の次に次の一條を加える。

第十八條の三 健康勘定ノ積立金ハ健康保険事業経営上ノ財源ニ充ツルタメ必要アルトキハ当分ノ間予算ノ定ムル金額ヲ限り同勘定ノ歳入ニ繰入ルルコトヲ得
附則
この法律は、公布の日から施行する。但し、第一條の規定は、昭和二十四年十一月一日から適用する。

〔御内閣府君登壇、拍手〕
○櫻内閣府君 只今議題となりました食糧の輸入税を免除する法律の一部を改正する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告いたします。
先ず本案の提案理由及び内容について

て申上げます。現下の食糧事情に鑑み、本年限り免除されております米麦等の主要食糧の輸入税の免除を、昭和二十五年十二月末日まで更に一ヶ年延長すること、又現在免税されております茶及び重炭酸曹達は、その必要を認められないため、別表より削除せんとするものであります。さて本案は、十月二十七日、慎重に審議し、討論、採決の結果、全会一致で原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。次に、印紙をもつてする歳入金納付に関する法律等の一部を改正する法律案の審議の経過並びに結果を御報告いたします。

本案は、失業保険法の改正により、日雇労働被保険者にかかる保険料を失業保険印紙により納付することとなつたのに伴い、関係法律に所要の改正を加え、又厚生保険特別会計の健康勘定の積立金を、当分の間、健康保険事業経営上の財源に充てるため、同勘定の歳入に繰り入れることができるようにしようとするものであります。

さて本案は、十月二十七日、慎重に審議し、各委員より熱心なる質疑があり、政府又これに対し懇切なる答弁がありました。その詳細は速記録により御承知を願ひたいと存じます。かくて質疑を終局し、討論に入り、採決の結果、全会一致で原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。右御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄) 別に御発言もありません。両案全部の問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立者多数〕
○議長(松平恒雄) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

〔木下源吉君登壇、拍手〕
○木下源吉君 私はこの機会に、国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当等に関する質問をいたしたいと思つております。この質問を通じて政府に速かにこれらの支給を実現せられることを要望するものであります。御案内の通り、第五国会において、寒冷手当、石炭手当支給に関する法律は、両院満場一致で通過してあるのであります。而もこの法律は、實質的にも議員提出いたしました誠に民主的な形の上において通過したことに對しましては、このことは国民全体の輿論であると言つても過言ではないと思つておりました。従つて國民に責任を負ふところの政府は、即ち民主政府は、このことの重大性を特に考えなければならぬと思つておりました。私はこれはならないと思つておりました。誠に私共遺憾とすることに對して甚だ遺憾に考へておりました。すでに政府においては鋭意予算措置等を講ぜられておることを承知しておりますけれども、尙、現在においては、これらの給與が全く一日もゆるがせにできない程に實際には必要に迫られておるのであります。すでに石炭手当支給の地域においては、例年よりも二週間も早く降雪を見てお

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

〔議長退席、副議長登壇〕
○議長(松平恒雄) 御異議ないと認めます。木下源吉君。
〔木下源吉君登壇、拍手〕
○木下源吉君 私はこの機会に、国家公務員に対する寒冷手当、石炭手当等に関する質問をいたしたいと思つております。この質問を通じて政府に速かにこれらの支給を実現せられることを要望するものであります。御案内の通り、第五国会において、寒冷手当、石炭手当支給に関する法律は、両院満場一致で通過してあるのであります。而もこの法律は、實質的にも議員提出いたしました誠に民主的な形の上において通過したことに對しましては、このことは国民全体の輿論であると言つても過言ではないと思つておりました。従つて國民に責任を負ふところの政府は、即ち民主政府は、このことの重大性を特に考えなければならぬと思つておりました。私はこれはならないと思つておりました。誠に私共遺憾とすることに對して甚だ遺憾に考へておりました。すでに政府においては鋭意予算措置等を講ぜられておることを承知しておりますけれども、尙、現在においては、これらの給與が全く一日もゆるがせにできない程に實際には必要に迫られておるのであります。すでに石炭手当支給の地域においては、例年よりも二週間も早く降雪を見てお

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もまさこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もまさこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もまさこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もまさこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もまさこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

ります。尙寒冷手当におきましても、これらに動揺するところの職員は、石炭こそ用いておらなくても、薪炭その他の越多山の薪炭その他の準備、最も最近に言うならば、障子の張替から多困に至るまで、今のうちにこれをやつて置かなければならない時期に迫つておるのであります。このようなことはすでに毎年行われておるのに、本年法律ができておつて尙且つこれが実現を見ないというところについては、これに關係する凡そ五十万人の公務員、その家族を合せて恐らく二百万人になんなんとする國民の非常に心配をしておると思つておるものであります。そこで私は、すでに政府においては、八月の末と十月の末に石炭手当は出さず、それから寒冷手当は十月末と一月末にこれを支給するといふことをお決めになつて、新聞にすでで発表になつておるのであります。この新聞を見ておる側では政府を信用いたしました。心待ちに待つて、又家庭の経済の上においても、そのつもりでやりくりをしておる者もある。然るにこの政府の決定が八月の末にも実行できないうし、尙その後、我々は政府に交渉いたしました。官房長官から九月末には間違いないといふようなことを言われておつたのが、尙九月の末もまさこれが実現を見ない。更に今十月もまさこれがなくなると思つておるときに、これが実現を見ないといふことは、誠に私共遺憾とするところであるばかりではなく、政府のこれに對する誠意すらもここに至つては疑わざるを得ないといふ実情にある。人事院においては、これら給與に関する問題といたしまして、法律の定めるところによつて、すでに七月の九日の日に具体的な事項を總理大臣に報告しておるのであります。このことを見ましても、如何にこの給與

の面、公務員を保護するという面に立つ人事院が忠実に、そうしてこれを実行しなければならぬかという事を考へておる。勿論人事院も又政府の一部であるからして、私共はこれらの処置に対しては非常に敬意を表しておつたのであります。ところが政府においては、只今申上げる通りである。

ここで一体、法律では予算の範囲内という事を言つてあるものであります。が、その予算の範囲という事について、政府は、特に大蔵大臣は、この予算の範囲という事を人事院に關する既定予算というように考へておるのかどうか。私共はすでに本年度予算において、当初から二千数百億の剰余金があることを承知して決議しておるのではありません。私共の予算の範囲ということ、国全体の予算の上においてかように考へておるのであります。この点についての見解を一つ明らかにして頂くと同時に、實際的にも又既定予算の中でやりくりしておるのか。或いはそれをやりくりすることが出来る部分ほどのくらいあるのか。若しも又補正予算で新財源を求めて、これを処置しなければならぬとするならば、補正予算の中に、どういうようにこれを織込んで出そうとしておられるのか。こういう点を一つ承わりたいと思つてあります。

尙、只今申上げたように、人事院が凡そ国家公務員に關するすべてのことを掌つておるのであります。一方においては、公務員にふさわしい行動を、或いは仕事をやらせようとしていろいろのことをやつておる。一面から見れば、私共の誠にも不可解な程の制肘を加えておる。例へば百二條の適用によるところの政治活動の禁止であるとか、そういうことをやつておる半面において、公務員を保護するのであると

いうこの趣前に立つて、経済的な事情をいろいろ立案して政府に勧告する場を、予算というものについて何ら考慮をしないのかどうか。予算の考慮をするならば、同時に政府全体としての政治的な面にはやはり人事院が關與しななければならぬと、かように考へるのであります。この点は一体どういうようになつておるのかをこの際明らかにして置きたいと思つてあります。今後給與ベースの問題もありません。内閣の當事者の中では、給與は掃蕩だというふうなことを言つておるし、一方においては、公務員法二十八條によつて当然これを改訂しなければならぬという事が言われておるのではありません。これらについても、人事院と政府全体の政治的な見解をこの際一つ明らかにして置いて頂きたいと、かように考へます。

尙、郵政及び只今では国家公務員でありませぬけれどもいわゆる鉄道關係の所管の大臣諸君は、現業であるだけに、これらの職員が給與の面において、只今申上げるような、この寒地手当或いは石炭手当というふうな給與の面において、すでに法律が通過しており、これを実施しなければならぬ。それが遅れておるために、非常に公務員が不安を感じて、尙その結果として業務上に支障を来すのではないかと。凡そ国家公務員の半数を占めておる者は鉄道關係と郵政關係であるのであります。この点について所管大臣においては、今日まで法律が制定せられて以来、どのように一休閑内において、この問題実現のためにいろいろ行動せられたか、この点を一つ承わりたいのと、政府全体といたしましては、いつになつたならば確実にこれを実行し得るのか、この点を關係大臣からお伺ひしたい。

で、私がこのようなことをお尋ねするゆえんのは、すでに地方公務員の場合においては国家公務員との法律に準じまして、自治庁の非常な努力によつて地方公務員の場合にはすでに支給せられておるのであります。或いは全部ではありませぬけれども、寒地手当並びに石炭手当が支給せられておる。然るにその根本をなすところの国家公務員において未だこれが支給されておらない。そうして非常に前途が暗いという事、この点については私は一日も早くやはり公務員の全体としての利益を確保するように政府に一つ努力をして貰いたいと、かように考へます。どうも聞かるところによりますと、政府は努力しておるのだけれども關係方面の了解が得られないというふうなことを噂に聞くのであります。かかることは私はこの機会において、總理大臣から、国民全体の輿論であり、そして民主政治であるというために、みずからの力において、責任において、このことを完全に実施する、若し実施できない場合におけることも予めやはり決意を以ておやりにならなければならぬと考へます。徒らに全国民に對して、当然やらなければならぬ全国民の輿論、これが行われぬというふうな印象を與えておる今日において、總理大臣からこの際明確に責任政治の所在を明らかにし、みずからの決意を表明して貰いたいと考へる次第であります。

尙、附加えまして、私はやはり石炭手当と多少の関連がありますために申上げますが、北海道の煤炭用炭に關することをしばしば政府並びに與黨の議員諸君が、現地において、これが補給金の点について必ず実現するものであるという事を、演説会或いはその他、新聞等に宣伝せられておる。然る

に今日この煤炭用炭の補給金の問題が解決せられておらない。而も現地においては滞貨が駅頭に山になつておる。そうして自然発火をしておる。でもやはり今まで通り何らかの形において煤炭用炭の値引或いは補給金があるものとして、この寒きに向つても道民が石炭購入に躊躇しておるような状態にあるのであります。この問題につきましても、この機会において政府から、駄目なら駄目である、やらないのならやらないのだという事をはつきり一つここに御答弁を願ひたい。

以上が私の政府に對するお願いの要点でございます。(拍手)
○國務大臣(吉田茂君) 木下君にお答えをいたします。寒地手当については御意見は、私としても政府としても御同意であります。まだ支給するに至つておりませんが、政府としては応急措置なり、或いは補正予算措置なり、折角講じて、その実現に努力しております。その結果については、又如何なる処置をいつするかというふうな事については、閣僚大臣からお聴取を願ひたいと思ひます。

それからこの際、内村清次君の御質問に對して一応のお答えを私からいたします。
内村君の御質問は、政府職員の六千三百円のベースを政府としてはこれを改訂する意思がないかというお尋ねのようになり承知いたしますが、只今のところ政府といたしては、このベースを考へる考へはいたしてありません。いろいろの各々な關係がありまして、物価にも影響し、或いは民間にも影響を生じますから、政府としてはこのベースを動かす考へはないのであります。併しながら同時に職員的生活その他に關しては、政府とい

たしても非常に關心を持つておりますのであります。その住宅とか或いはその他の厚生設備等において、或るべく政府職員の生活が安定するよう努力する考へております。
それから内村君の第二の御質問は、行政機關職員定員法について、これを改める考へがないかという御質問のようになり承知いたしますが、政府としては職員定員法は無論これを厳守いたしますが、同時に更に定員の増加はいたさないように、又行政の合理化は一層進めたい、且下行政審議會等において鋭意検討いたしておりますので、その結果を待つて更に考へたいと思ひます。一応のお答えをいたして置きます。(拍手)

○國務大臣(増田甲子七君) 木下さんの寒地手当の支給についての御質問にお答え申し上げます。御承知のごとく石炭手当につきましては、政府といたしましては、先般応急措置を講じましたから、あの金額を以てすれば凡そ来年一月までの石炭は確保できます。考へておる次第でございます。

それから北海道並びに各府県における寒地手当でござりますが、これは御承知かと存じます。一般會計並びに國鉄を除いた特別會計におきましては、予算の範囲内において支給し得る運びに相成つております。御承知の通り皆様の御提案にかかると、寒地手当に關する特別法律は、その中に予算の範囲内において、どう書かれておるのでございまして、その見地から觀察いたしますと、國鉄特別會計が予算の範囲内において支給し得るか否やまだ見当が付いていない状況でございまして、率直に申上げて予算の範囲内においては支給することが相当困難

たして、非常に關心を持つておりますのであります。その住宅とか或いはその他の厚生設備等において、或るべく政府職員の生活が安定するよう努力する考へております。
それから内村君の第二の御質問は、行政機關職員定員法について、これを改める考へがないかという御質問のようになり承知いたしますが、政府としては職員定員法は無論これを厳守いたしますが、同時に更に定員の増加はいたさないように、又行政の合理化は一層進めたい、且下行政審議會等において鋭意検討いたしておりますので、その結果を待つて更に考へたいと思ひます。一応のお答えをいたして置きます。(拍手)

たして、非常に關心を持つておりますのであります。その住宅とか或いはその他の厚生設備等において、或るべく政府職員の生活が安定するよう努力する考へております。
それから内村君の第二の御質問は、行政機關職員定員法について、これを改める考へがないかという御質問のようになり承知いたしますが、政府としては職員定員法は無論これを厳守いたしますが、同時に更に定員の増加はいたさないように、又行政の合理化は一層進めたい、且下行政審議會等において鋭意検討いたしておりますので、その結果を待つて更に考へたいと思ひます。一応のお答えをいたして置きます。(拍手)

な事情にありまされたために、他の特別会計並びに一般会計に属する職員諸君に未だ寒冷地手当が支給し得ない状況にあるのでありまして、政府といたしましては遺憾に存しておる点は木下参議院議員と全然御同感でございます。そこで国鉄関係については節約或いはその他の方法を講じて、何とかいたしたるに、至急に寒冷地手当を支給することが必要であることは、木下君の御所見と同様でございますから、今鋭意研究中でございます。場合によりましては節約で抽出し得るかも知れませんが、できない場合は予算措置を講ずる。ともかくも、できるだけ早く支給したいという方向に向つて極力善処いたしておりますから、さう御了承をお願いいたします。(拍手)

〔政府委員 浅井清君登壇〕

○政府委員(浅井清君) 木下さんの御質疑は誠に御尤もの次第と存しております。お示しのごとく、この法律案は議員発案の法律案でございます。殊に両院を満場一致を以て通過いたしました法律でございますからして、我が憲法の建前から申しましても最も尊重すべきことは申すまでもないと思存します。故に人事院といたしましては、最も誠実に且迅速に、この法律において命ぜられたる勧告を、すでに夏暑い時分に内閣総理大臣に対していたしました次第でございます。然るに今日雪を見ようとするようになりまして向且つ現実その手当が支給されないというところは、誠に遺憾の次第と存しております。(その通り)と呼ぶ者あり、(拍手) 故に勧告をいたした後に、おきましても、人事院といたしましては、この勧告の責任上しばらく内閣に對しましてその実施方をお願いいたして参つた次第でございます。ただ御承知のごとく人事院は実際この給

與を支給するところの立場にはないのでございませぬから、この点は内閣殊に財政当局の上の御意見を御願するより外はないと存じております。尚、予算の範囲というお言葉がございませぬが、この議員発案の法律案におきましては、議員みずから如何なる予算を指すかをお決めになつて差支えないかと存する次第でございます。(拍手)人事院といたしましては、この予算が如何なる予算を意味するかという点に對して解釈を加える権限は持たないのでございませぬ。尚、給與ベースのことについてお示しがございませぬが、この点につきましては、先日上野人事官からお答えを申しましたのと少しも相違はないのでございませぬ。ただ人事院が給與ベースの勧告をいたしたことは、何が適切な給與ベースであるかということも内閣及び国会に對して勧告するに止まるのでございませぬ。これを政治問題として或いは財政問題として御解決になりましますのは、内閣及び国会、殊に最終的な解決は国会にあるという建前を変更する必要はないものと存じております。(拍手)

〔国務大臣 大屋三三君登壇〕

○国務大臣(大屋三三君) お答えいたします。国鉄の職員に對する石炭手当の件は、只今官房長官の御答弁にもございました通り、一応の貸金を北海道の方に對しましてはいたしまして、当座困る人々に金融の途を付けておられます。尚、寒冷地手当の件につきましては、国鉄に關する限り、経費の節約を以て支弁することが可能であると国鉄では考へておられますが、この点につきましまして、大蔵省又は関係方面の多少の見解が熟しております。関係で、今日まで解決が延引になつてお

る。従いまして一般の政府公務員に對しましては、まだ実施が遅延されておる。さういふような事情に相成つております。さういふこととして、国鉄の分は、寒冷地手当と石炭手当を合算いたしまして大体金額は十億圓見込でございます。尚、寒冷地手当の支給を受ける人員は約十八万七千人、石炭手当を受けます人員が約五万五千人、さういふことになつておるので、国鉄といつたしましては、再び繰返すと思つておられますので、諸般の手続が完了いたしました上は直ちに実施をいたすつもりをいたしておきます。(拍手)

〔国務大臣 小澤佐重君登壇〕

○国務大臣(小澤佐重君) お答え申します。寒冷地手当並びに石炭手当につきましましての政府の全般的な方針は、只今総理大臣並びに官房長官、運輸大臣からのお答えの通りであります。ただ特殊な郵政並びに電気通信関係に對してのお言葉がございませぬが、お話のように、寒冷地手当並びに石炭手当が非常に遅れたために、従業員が非常な不安を抱いて業務に支障があるのではないかというふうなお話があるのではないかと思つて、さういふ点につきましましては、我々の努力しておる姿を刻々局長會議なり、その他の方法で従業員に徹底するようにいたしておきます。現に過日行われまして地方局長會議におきましても、寒冷地手当はさういふ事情になつて遅れておるので、政府は必ず努力を果すつもりであるから、その点で承して呉れたいというふうら、刻々知らせながら了解を得てやつておきますので、その点御了承をお願いいたします。(拍手)

○副議長(松嶋重吉君) ちよつとお待たさう。内村君の登壇を願います。〔内村清次君登壇、拍手〕 ○内村清次君 先程の吉田総理大臣の御答弁の中に、私が質問いたしました最も重要な点に對しての御答弁が外れております。この点は只今国鉄労働組合がいわゆる給與ベースの問題につきまして調停委員会に於ておられますが、これは公労法に従つて調停委員会に於ておられます。調停委員会のいわゆるその調停に對しまして、労働組合はこれを不満ながら受諾しておる。当局はこれを拒否しておる。さうして見ますと、この公労法によりまして当然これは仲裁委員会にかかつておる。仲裁委員会はこれは二十六條によりまして、この構成の、即ち委員の方は総理大臣自身が委嘱して三名の委員の方にこの仲裁をさせられるわけでありませぬが、この総理大臣みずからの委嘱にかかるとこの仲裁委員会の決定に對して、政府は如何なる態度を示されるかというのを私は聞いた筈です。〔ヒヤ／＼と呼吸音あり、拍手〕これに對しては何らお答えがない。而も只今の御答弁におきましては、物価その他に影響があるから、いわゆる賃金ベースに對しては改訂の意思はない。ただその中に含みのあることは、私は含みがある。これは総理大臣の氣持がここにあれば非常に結構だと思ひます。只今ではその改訂の考えは持たない、只今では「はい」といふところの含みがある。私は解します。併しながら今のお言葉では、どうして改訂の意思というものが少いようでもあります。さうして見ますと、これは五十万の組合員は愕然といたします。同時に又合法的にやつて来ましてこの国鉄の労働組合の即ち合法的な考え方というものにも、これは大きな影響をいたします。同時に又

国家公務員、即ち一百万の国家公務員も、又地方公務員も、これは相当な影響があると私は存じます。かかるが故に、さういふような重大な問題につきまして、総理大臣はさういふ態度を、今現在においてさういふような、即ち調停中のものに對して事前に給與改訂はしないというふうな断定的な言葉をされるということ、我々は、物価も納付行かないのでありませぬ、物価の問題につきましまして、これを検討いたしたしても、突効価格が相当上つておることは、これは人事院も当然認めるべき筈であると思つておる。即ち七月の月におきましては、もうすでに三〇%五だけは上つておるので、さういふような点につきましましての総理大臣の御答弁がなかつた。この点につきましましては、誠に残念ですが、ここで一つ明確なる御答弁をお願いしたいのであります。

それから人事院と總裁との関係におきまして、私は人事院は七月の頭に当然国家公務員法の二十八條で政府に勧告しなければならぬ義務がある筈、これはもう七月頭に発生しておる。いわゆる六千三百円ベースというものは、昨年の七月に物価の問題において行われるべきものが、十二月からベースが改訂されておることはこの前言つた通りです。さうして見ますと、もう当然本年の七月にはこの勧告がなされるべきである。もうなされるものだとして当時の新聞にもちよつと出た。これが閣から閣に舞られておる事実がある。さういふふうな事実があるから先般お尋ねしたのであります。さういふふうな事実は内閣といたしまして、即ちこれは二十八條の違反行為である。と私は思つておられますが、この点につきましまして、やはり吉田総理大臣に對しましては質問をしておるのです

が、この点に對しての御答弁が何らなかつたのです。この点も一つ併せて答弁をお願いしたい。これは淺井人事院總裁も一つこの点の経緯につきまして御答弁をお願いしたいと思つています。同時に私は若しこの点につきまして曖昧な御答弁がありましたならば、私は事實その他を存しておきますからして、皆さん方の前にこの点は御披露をいたしたいと存じますから、明確なる御答弁を一つお願いしたいのであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇、拍手〕

○國務大臣(吉田茂君) 内村君にお答えをいたします。国鉄賃金ペースに関する仲務委員会の裁定は将来に属することであつて、今その裁定は承知いたしておりません。裁定があつた場合には、法律の定めるところに従つて政府としては善処いたします。又先程賃金ペース改訂につきまして更に御議論がありました。御議論は御議論として何つて置きますが、政府といたしましては、只今のところこれは改訂する意思はないのであります。(拍手)

〔政府委員淺井清君登壇、拍手〕

○政府委員(淺井清君) 私からも一言お答えをさせていただきます。お示しのごとく、国家公務員法二十八條によりまして、人事院は或る條件が備はり改訂したときには、国会及び内閣(給與改訂)について御意見をいただき、義務を持つことは勿論のことでございます。故に人事院といたしましては、絶えずこの義務を誠実に履行するように研究を続けておるわけでございします。ただ如何なる時期においてこれをなすべきかというところは、法律は少しもこれを制限をしていないのでございします。但し制限をしていないといふことは、この義務を怠つてよいといふことでは決してございしません。故に

人事院といたしましては常にこの勧告の準備を進めておる次第でありまして、ただ本日までのところ未だ勧告をしていない。それだけのことでございまして、決して義務を怠つておるのではないといふことを御了承願いたいと存じます。(めい論)「つまらん答弁だ」と呼ぶ者あり、拍手)

〔國務大臣増田甲子七君登壇〕

○國務大臣(増田甲子七君) 木下さんの御質問のうち、北海道の道民の諸君の使われる煙房用の石炭の価格について特別措置を講じては如何という御質問と拜承いたしました。お答え申し上げます。御承知のごとく昨年度におきましては、北海道民用の煙房炭については特別価格の措置を講じましたが、本年におきましては、予算の関係その他に鑑みまして支給することが困難な事情にあるのでございします。又御承知のごとく、石炭は配給統制におきましても、価格統制におきましても、すべて完全に撤廃されたのでございまして、段々炭価も安くなりつつある状況でございます。でございますから、昨年に比べて比較的容易に入手し易いという関係もございしますから、そういう関係も御考慮下さいまして、只今のところ北海道民用の煙房石炭について、特別価格措置を講じないという点はどうぞ御了承願いたいと存する次第でございます。

〔河野正夫君登壇の許可を求む〕

○副議長(松嶋喜作君) 河野正夫君。

○河野正夫君 本日はこの際、公務員の政治活動制限に関する緊急質問をすることの動議を提出いたします。

○油井賢太郎君 河野君の只今の動議に對し賛成いたします。

○副議長(松嶋喜作君) 河野君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(松嶋喜作君) 御異議ないと認めます。河野正夫君。

〔河野正夫君登壇、拍手〕

○河野正夫君 終戦以來、解放せられた我が日本国民は、新しい憲法の下に個人の自由と人格の尊厳とを基調とするところの民主主義社会の建設に向つて公私共に努力し來つたのであります。一部保守的な人々からは或いは喜ばれなかつたかも知れませんが、労働組合運動が異常な速度を以て急激に発達したといふことは、我が国の民主化にとつて極めて大きな貢献をしたものと思つております。特に知識的な労働者であるところの官公吏、即ち国家並びに地方公務員が、これらの民主化の運動の先駆者となつて、官公吏労働組合が一般労働組合運動の中核的な働きをして來たといふことは、種々な行き過ぎその他のことがあつたではあるかも知れませんが、少くとも従來の我が国情から考へまして、これは自然の勢いであつたと思つております。然るに今や国家公務員も又地方公務員も、ただに労働組合運動という面ばかりではなく、政治活動の上におきましても、或いは言論思想の活動の面におきましても、甚だしくその自由を制限せられ、又これから制限をせられようとしてつたのであります。その結果は我が国民生活の全般を通じて、自由進取の気風といふものが衰へ、若しくは保守退嬰の気風といふものが起りつつあるのではないかと憂へるのであります。少くとも正義を愛し真理を把持して動かないという民主主義的な勇氣を持つていなければならぬと思つておりますが、この点において國民の風潮は後退の勢を示しておると思つております。成る程官公吏労働組合の一

部分の分子が党派的偏向を持つておつたとか、或いは行き過ぎがあつたとかいふことは事實でもありますが、併し一方においては、いわゆる労働組合に苦心慘澹しておつた多くの人が、この苦難な立場におつた多くの人が、政治活動について特段の制限を加える規則が公布せられ、又は何らの合法的根拠のない辞職強要といふようなことが一方においてとられるといふようなことは、学問の自由を阻害し、更に又日本民主主義のためには角を矯めて牛を殺すといふような憂いを感じざるものであります。のみならず我が國民の民主化を遅らせ、更に憲法精神に反する結果を來すのではないかと、こう思つておられます。右のような越旨に基きまして、公務員の政治活動、特に教職員の教壇開放とか言論封鎖といふような一連の事實について、総理大臣、文部大臣並びに人事院總裁に對して二三の質問を試みたいと思つております。

先ず最初に、大学教授並びに地方教員の辞職強要乃至処分といふことについてお伺いしたいと思つております。一体我が國の教育の再建のために、この物質的乃至は財政的な面と共に人的な面が重要であることは申すまでもないものであります。然るに現内閣は本年度予算におきまして、或いは新制大学の創設に當り、費用を極めて少額、三億しか見積らないとか、或いは又いわゆる六三建築とも称せられるところの義務教育の校舎建築について、公共事業費がないために、これを本年度は全く見ることができないとか、或いは更に義務教育の国庫負担費を極めて少額に削つた結果といたしまして、定員定額制という難問題が生じ、それによつて地方教育當事者は勿論、地方の自治体の關係者をして極め

て困難な立場に追いやつたことは、御承知の通りであります。このように物的な基礎に於いて培つることができないならば、例へばその素質の向上において、致の充実とか、乃至はその教授或いは教員諸君の職場における喜んで安心して働けるような教育の場の整備、並びに教員諸君の生活の安定といふふうな点について何らかの努力をしなければならなかつた筈であります。ところが事實は如何でありませう。事の勢いは政府のみの責任であるかどうかは論でないといつたとしても、今日追込まれておられるところの大学教授諸君から幼稚園の先生に至る中央地方の地位の不安定といふ嵐が襲つて來ておるのであります。教員に整理がない、こういうことは文部大臣のしばし、声聞せられたところでありませう。にも拘わらず、地方教員については、公式な統計によつてさへも一万人の予算定員以上の超過がありますから、これを何とかして補わなければならぬ。地方当局が非常に努力したにも拘わらず、地方自治庁は通達を發して、いわゆる裸予算による地方費負担によつてこのオーバード分を賄ふといふこと、地方財政法第二條違反といふことによつて禁止したのであります。又従いまして教員は、何らかの形で地方教員は整理しなければならぬといふので、地方の教育界におきましては、いわゆる定数除例なるものを出して首切りを合法化しておるのであります。ところが、これに關連いたしました、昨年以來教員の政治活動といふことが教育基本法第八條違反であるかどうかといふことに伴つて問題になつて參りました。最近この数ヶ月間におきましては、この教員整理と關連いたしました、或る政

党に属しているとか、そのシンパサイザイであるとか、乃至は当局に協力しない者である、能率の上らない者であるという名目の下に、殆んど一定の方向を持つておる人々のみを整理しようという傾向があるのであります。更に又国立大学におきましても同じようなことが起つて来ておるのであります。文部大臣の管轄下にありますけれども、これはもとより文部大臣直接の指揮下においては大学の自治は許されず、全般的に、全般的に、一大学に限らず、全国的に、全般的に、こういう問題は起つたつあるものであります。形は辞表提出という形において言われておる場合もあれば、ときに地方教育の場合は教育委員会、大学の場においては大学管理機関であるところの評議員会なり教授会というような手を経る場合もありませんけれども、殆んど大部分は何か名目だけは三百代官的に立てられ、気に入らぬ人間を掃除してしまえという極めて簡単なフアツシヨの考えに基いておる。私は思ふのであります。これらの一連の出来事を総合して考へて見ると、これは明らかに政府が関知していません。考へることができないのであります。こういうことが全般的、全国的に行われておるといふことについて、国民は、事実上にもかくにも、国民の全体はこれを吉田政府の反動的な政策の現われである、こういうふうな批判して思ふのであります。(一)「ノーノー」(「おかしいよ」)「その通り」と呼ぶ者あり) 一体、民主主義は申すまでもなく納得の行く政治でなければなりません。然るに教員の整理が、第三者はもとより本人さえも、どういふわけで辞職をしなければならぬのであるか、整理されなければならぬのであるか、そのわけの分らない口実に

よつて強制されるということは、これは民主政治下において正しいことではありません。大学における正式な管理機関にかけない、或いは地方においては教育委員会さえ承認しない間に整理が行われておるといふ例も一二に止まらないのであります。私は特定の政党的の行動が現在の法規に照して不当である者を処断することに對して決して異議を申立てる者ではありません。併しながらその処断は、当然やはり合法的に行ふ方法によつて進められて行かなくてはならぬのであります。(二)その通りと呼ぶ者あり) 然るにその間違つた不当な現行行動のあつた者であるという理由によつて、その理由を本當は持つておるにも拘わらず、表面は如何にも定数の関係であるとか、ただ不適格と思ふとか、いろいろの理由によつて口実を繕ひて追出せよとする、こういう誠突性のない処分というものが行われておることに對して、私は教育の立場から非常に痛心しておるものであります。問題は、その理由が薄弱なもの、而も不備な手続によつて、不親切な方法によつて行おうとするところにあるのであります。その上に最も大事なことは、これらの処分を行うことは、恰もその当局者の意思ではなくして、もつと外的な權威の下、止むを得ず行ふのであるというふうな態度をとつておることにあるのであります。(拍手) 而も文部当局はこれに對して、知しなないといふのである。こういうやり方が教育の面で行われることは、真理を追究し、正義を愛し、合法性を尊び、誠突を重んじなければならぬ教育の場において、如何にもその反対のことが行われておるといふことになるのであります。

そこで總理大臣にお尋ねいたしたい第一点は、このような不合理が今教育界に起つたつあることを民主主義政治の立場からどうお考えになりますか、その御所見を承わりたいのであります。つまり真理を堅持して如何なる権力にも恐れなないというのが教育者や学者の節操でなければならぬのであります。然るに今日の真相は、このような教育者や学者の立場を無視いたしまして、而も権力によつて言論を思想を徹底的に克服するというのでなくして、弱めようというふうな考え方が行われておるのであります。現実の行動は法規で取締ることができずけれども、思想を退治しなければならぬというならば、これは思想を以てするより外に仕方がない筈であります。思想は思想との対決によつてのみ克服せられる。それを國家権力、その他の外的権力によつてこれを一掃しようといふふうな考え方は、一つのフアツシズムであると思はざるを得ないのであります。この点に對しては總理の御所見を承わりたいのであります。(第二)にお尋ねいたしたいのは、先般人事院規則の發布を見まして、これによつて一般の國家公務員の政治活動は制限をせられた。それが更に大学教授諸君に對して言ふならば、不当な学問の自由に對する弾圧を伴うのではないかと憂へられておるのであります。このような制限を行つたことは、先程の他の質問者の意見にもありましたけれども、一方において生活を保護して行く、その身分を保障して行くといふ半面があつてこそ、その制限が公共の福祉のために止むを得ないものであるならば、而も合法的に行われるならば、承認し得るところであります。教育の場について申上げますならば、先程も申しましたように、物的な基礎を整備

する半面を持つていなければならぬ。それは学校の設備についても、教職員の特遇についても……ところが總理は公務員の給與の値上げは行わなないといふようなお考えでありましたけれども、一方において政治活動の制限が今のように行われておるとするならば、この半面の給與について、給與のみならず言つたやうな物的な基礎を培う点についてどうお考えになるのか。極めて片手落ちに政治活動だけを制限するといふことが不当ではないか。要するに公務員の、特に教員諸君の積極的保護といふことについて、如何なる方針をお持ちになつておられるかといふことを承わりたいのであります。

次に……

○副議長(松嶋重吉) 河野君、時間が経過いたしました。

○河野正夫君(総) 文部大臣に質問の要点を申上げますが、文部大臣は以上の事情を、辞職強要等については知りたないか。閣下は、閣下は閣下として、今のような不当な教員整理が全般的に行われておることについて、何らかの忠告を大学や地方に通過する用意があるかどうか。又第三に、この際教員の生活擁護に特段の処置を講ずる意思がないかどうか承わりたい。

次に人事院總裁に一二の点を伺いたしたのであります。人事院規則は、その内容については事前に国会の常任委員会等に相談をするか、輿論に尋ねるといふ点が必要ではなかつたか。更に特段の解説を要する不明瞭さを持つておられますが、この点については、現在のような、どうも先程から申しましたように、公務員の活動制限が不当に行われておるときに當つて、非常に人事院の責任は重大であると思ふのであるが、それについて如何にお考えになつていらつしやるか。特に身分の保障といふことは人事院の一つの責任であるかと思ひますが、大学教授諸君の辞職強要等について、人事院としては何らかの見解を発表する必要があるのではないかと。給與の面においても、若し内閣がこの給與の勧告を断つたとき、断つたときであるといふさうきのお話でありましたけれども、そうではなく、そこに一方に政治活動の制限のみから規則として発表するのであるが故に、人事院としては何らかの責任を感じなければいけないと思ふ。その点については人事院の所見を伺いたいと思ふのであります。(拍手)

〔國務大臣吉田茂君登壇〕

○國務大臣(吉田茂君) 河野君にお答をいたします。公務員の政治的活動を制限するといふことは不法である、そういうことではないかといふようなお尋ねのようでありましたけれども、私は不法ではないと思ふのであります。何と云へば、民主政治の下においては、如何なる政治の下においても、各個人は少くとも民主政治の名においてすべての自由が許される筈はないのであります。或いは各職員の職務において、又その地位において、或る法制的制限を受くるといふことは、或る前の話でありまして、殊に教育家がその教育を、子供、青少年に對して教育をなすに當つて、或る種の教育をなす、或る種の宣伝をなすといふこと、或る種の制限をするといふことは、或る前の話であります。併しながらその研究をどうしよう、その研究を束縛する、思想を束縛する、言論の自由を奪うといふのではなく、教員たる地位において或る制限を受くるといふことは、これはいたし方ないことであると

私は信するのではありません。又この(抽象論だと呼ぶ者あり)教職員については私は始終おいておきますことは、日本の教育において、又日本の教育ばかりでなしに、どの国の教育においても、青少年の教育には先ず常識を興える、常識の教育をするということが肝腎であつて、或る特殊の政治思想を養うとかいうようなことになりません、これはやはり教育の目的に副わぬのみならず、その結果が甚だ面白くない結果を生ずるものであつて、得べくんば日本の教育においても、或るべく一般の常識、健全なる常識を備へ、興へる、常識教育を興えるというところに努力したい、そういうふうなことをいたしたいものと私は考へておきます。従つて、又、私個人としても、公務員及び殊に教育者が青少年を教育するに當つては、純真なる青少年に對してはその常識を養うということに力を置いて、或る種の或る常識、或る種の宣伝をそいう若し頭に吹つ込むようなことがあるというものは、国家全体としても面白くないことである、又日本の現在における教職員においても特に注意いたして行きたいものだと思つておきます。(拍手)

〔國務大臣高瀬莊太郎君登壇〕
○國務大臣(高瀬莊太郎君) 学問の自由、大学の自由といふことは、河野さんのおつしやられた通り、飽くまで尊重されなければならぬと考へておきます。併し学問の政治的中立性を固く守り、又学問の秩序を保持するといふことも、学問及び教育の府としての学園にとりまして大切なことである、(拍手)従ひまして、学園におきまして、一党一派に偏するやうな言動を以て学園の政治的中立性を破壊いたしましたり、或いは学生を煽動して学園の秩序を擾乱するやうな破壊的な言動を叫ぶと、こゝろこゝろな状態をこぞ

對しましては、嚴重な措置を講ずることも当然であります。(拍手)文部省は各大学に對して、この点を強力に要請しておるのであります。最近における各大学の措置は、このような方針の下に慎重公正に且つ合法的に行われておるものと私は信じておきます。このやうな言動はすでに教育基本法その他の法令におきまして明らかに禁止されておるところでありまして、何ら非合法的な措置が講ぜられておるとは考へておりません。

次に地方の公務員についての御質問もありましたが、これに對する措置も今述べたところと全く同様でありまして、本人の言動、勤務の実績、職務の状況その他に照らしまして、厳正公平な措置が講ぜられておると信じております。このやうな見解を持つておりますので、お尋ねのありましたやうな忠告を文部省が出さうと考へては現在持つておりません。教職員の待遇とか厚生の問題はお説の通り極めて大切なことでありまして、今後十分文部省として考へて努力いたして行きたいと考へております。(六三制は崩壊して「罷職不足だ」と呼ぶ者あり、拍手)

〔政府委員淺井清君登壇、拍手〕
○政府委員(淺井清君) 私からもお答えをさせていただきますと存じます。お示しのごとく基本的人権としての自由の尊重すべきことは申すまでもございせんが、公務員が全体の奉仕者であつて一部の奉仕者でないといふことも又憲法の厳かに規定しておるところでございます。終戦後、官庁の民主化といふことが唱へられておりました。その極は、官庁の内部に特定の政党的活動がはしりまゝになり、或いは官庁の職員が特定の内閣の打倒を叫ぶと、こゝろこゝろな状態をこぞ

いするならば、全体の奉仕者としての性質と相容れないものと存じております。(その通り)と呼ぶ者あり、拍手)その意味におきまして、公務員の政治活動に一定の限界を持ちますること、これは当然のことであらうかと存じます。すべて基本的人権といつたしましても、これは適用を成められておる、公共の福祉のために利用する責任を負うべきことは、憲法第十二條の明文によつて明らかなるところでございませぬ。この意味におきまして公務員の政治活動の制限に關する人事院規則を制定いたしました次第でございます。

私に對する御質疑の第一といたしましては、なぜこの規則を国会の委員会に予め相談しなかつたかとお尋ねでございます。一體、百二條の改正が国会で行われましたときに、この政治活動を国会のみならず法律でお決まりになりますか、或いは人事院規則に委任せられますか、これは国会御自身のお決りになつたこととございまして、若しもこの人事院規則を事前に国会に諮れといふこととございするならば、附帯決議その他の方法によりまして議院の御意見を明らかにして頂きたくつたと存じます。(拍手)ただ私の記憶によりますならば、この人事院規則の第一番初めの試案は、その当時すでに議員各位の御要望に応へまして、両院の人事委員会へ提出して、種々御意見を承つたことと記憶いたしております。

第二の御質疑といたしましては、この人事院規則に更に解説が付いて煩わしいのではないかと仰せでございますが、凡そ如何なる立法技術を以ちましても、法文は抽象的であり、起り来る事件は千差万別でございます。その間どういたしましては、疑義を生ずる虞は、如何なる法規におきま

しても止むを得ないことかと存じます。人事院といたしまして解説を附しましたのは、一番恐ろしいのは、この規則が濫用せられ、悪用せられることとございませぬ。故に人事院といたしましては、そのやうなことがないように註釈を付けたものでございまして、又他意のあるところではございませぬ。(拍手)

第三といたしまして、国立大学教授その他についてこの規則が濫用せられた場合の人事院の責任如何ということとございませぬが、誠に御尤もの御質疑でございます。人事院としてはその点につきまして、すでにあの規則の一番最後の方に、違反行為は人事院に通告しなればならぬことを命じておられます。人事院がこの責任を果す所存であることを御了解願いたいと存じます。(名答々々と呼ぶ者あり、拍手)

○副議長(松嶋喜作君) 本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。
本日はこれにて散會いたします。
午前十一時四十六分散會

- 議長 濱田 寅藏君
赤木 正雄君
井上 正三君
宇都宮 登君
江藤 哲君
宇野 重吉君
木下 辰雄君
小宮山 常吉君
佐藤 尚武君
竹下 豐次君
高橋 龍太郎君
田中 耕太郎君
野田 俊作君
久松 定武君
藤野 繁雄君
三島 通陽君
矢野 西雄君
山本 勇造君
山本 勇造君
山本 勇造君
奥 むねお君
岡元 義人君
補見 義男君
大屋 晋三君
中山 壽彦君
下條 康彦君
新谷 寅三郎君
森田 豊壽君
玉置 吉之丞君
徳川 宗敏君
水久 保彦君
一松 保三君
町村 敬貴君
小野 光洋君
岡 伊能君
橋尾 龍君
遠山 丙市君
大野 秀次郎君
西川 甚五郎君
城 義臣君
黒田 英雄君
小杉 繁安君
- 小川 友三君
赤澤 與二君
岩本 月洲君
梅原 眞隆君
加賀 彌八君
河井 彌八君
小杉 一也君
西郷 吉之助君
鈴木 直人君
高田 寛君
伊達 源一郎君
田村 文吉君
早川 慎一君
藤井 丙午君
松村 眞一郎君
村上 義一君
山崎 恒君
結城 安次君
飯田 精太郎君
岡本 豊祐君
九鬼 敏十郎君
來馬 琢道君
植竹 春彦君
島村 軍次君
宿谷 榮一君
川村 松助君
小林 英三君
寺尾 博君
玉置 喜章君
徳川 頼貞君
穂積 辰六郎君
田口 政五郎君
松井 道夫君
栗山 良夫君
寺尾 豊君
中川 以良君
淺岡 信夫君
鈴木 安孝君
大島 定吉君
石坂 豊君
今泉 政喜君

黒川 武雄君	紅露 みつ君
木内キヤウ君	草葉 隆圓君
柴田 政次君	板谷 順助君
松野 喜内君	石川 準吉君
深川タマエ君	藤井 新一君
深水 六郎君	北村 一男君
深川榮左エ門君	仲子 隆君
左藤 義詮君	平岡 市三君
石川 一衛君	中川 幸平君
西山 亀七君	橋本萬右衛門君
佐々木鹿藏君	淺井 一郎君
廣瀬兵衛君	山田 佐一君
伊東 隆治君	境野 清雄君
重宗 雄三君	小串 清一君
大隅 憲二君	尾形六郎兵衛君
木内 四朗君	木槍三四郎君
鬼丸 義賢君	櫻内 辰郎君
谷口彌三郎君	油井賢太郎君
晃 一君	前之園喜一郎君
小畑 哲夫君	入交 太藏君
高橋 啓君	内村 清次君
大隈 信幸君	安達 良助君
小林 勝馬君	松下松次郎君
梅津 錦一君	門屋 盛一君
平野善治郎君	齋 武雄君
門田 定藏君	鈴木 順一君
奥 圭一郎君	河野 正夫君
田中 利勝君	林屋龜次郎君
稻垣平太郎君	カニエ邦彦君
羽生 三七君	中井 光次君
和田 博雄君	姫井 伊介君
若木 勝藏君	青山 正一君
中平常太郎君	板野 勝次君
中野 重治君	岩間 正男君
天田 勝正君	細川 嘉六君
兼岩 傳一君	太田 敏兄君
椎井 康雄君	晃野 芳樹君
金子 洋文君	大野 幸一君
千田 正君	藤田 芳雄君
伊藤 修君	河崎 ナツ君
川上 嘉君	下條 恭兵君
中村 正雄君	原 虎一君

島 清君	三好 始君
三木 治朗君	山下 義信君
駒井 藤平君	波多野 鼎君
木下 源吾君	岡田 宗司君
小川 久義君	岩男 仁藏君
岡村文四郎君	
國務大臣	
内閣総理大臣	吉田 茂君
外務大臣	種田 俊吉君
法務総裁	高瀬莊太郎君
文部大臣	稻垣平太郎君
通商産業大臣	大屋 晋三君
運輸大臣	小澤佐重喜君
郵政大臣	本多 市郎君
電気通信大臣	増田甲子七君
國務大臣	山口喜久一郎君
國務大臣	
政府委員	
内閣官房副長官	郡 祐一君
人事院総裁	淺井 清君
人事院事務総長	佐藤 朝生君
大蔵政務次官	水田三喜男君

〔参照〕
二十六日議長において左の通り議席を變更しました。
二三四 丹羽 五郎君
二三六 西園寺公一君

定価 一部 四円五十銭
送料 実費
発行所 東京都新宿区市ヶ谷本村町
電話 九段 五三一
振替東京一九〇〇〇 図書課